

指定地域密着型介護老人福祉施設
小規模特別養護老人ホームびわやまの里 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人 翔風会が運営する指定地域密着型介護老人福祉施設小規模特別養護老人ホーム びわやまの里（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

- 第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称：小規模特別養護老人ホーム びわやまの里
- (2) 所在地：鹿児島市喜入町6987番地

(利用定員)

- 第3条 施設の利用定員は29名とする。(2ユニット：各10名、1ユニット9名)

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

- 第4条 施設に次の従業者を置く。
- (1) 施設長(管理者) 1名
- (2) 医 師(非常勤) 1名以上 ※協力医療機関嘱託医
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 介護職員 11名以上
- (5) 看護職員 1名以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

(7) 機能訓練指導員 1名以上

(8) 介護支援専門員 1名以上

2 事務員、その他の従業者は施設の実情に応じて適当数を置くものとする。

(職務)

第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者)

施設の業務を統括する。

(2) 医師

入所者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(3) 生活相談員

入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

入所者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 栄養士又は管理栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(8) 介護支援専門員

入所者の介護支援に関する業務に従事する。

(9) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 従業者等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 職員会議

(2) サービス提供担当者会議

(3) 全体ケア会議

(4) ユニット会議

(5) 看護会議

(6) 給食会議

(7) 安全対策会議

(8) 感染症対策会議

(9) 身体拘束防止対策会議

(10) 職員研修会

(11) 運営推進会議(2ヶ月に1回)

(12) 各種委員会会議(適宜開催)

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 施設は、入所者についての、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むかどうかを検討しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 7 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家庭の希望、入所者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第10条 施設は、要介護認定を受けていない入所者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第11条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載する。

(利用料等の受領)

第12条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設サービスについて、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の合計額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。なお、食費及び居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 食事に要する費用

1, 445円(1日あたり)

(2) 居住に要する費用

2, 066円(1日あたり)

(3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 理美容代金 実費

(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付のための証明書の発行について)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第14条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題

を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の取扱方針)

第15条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、妥当適切な対応に努める。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたって、入所者の入所時及び退所時には、入所者又は家族の希望、入所者の状態により自宅まで送迎を行う。但し、原則として、送迎を行う範囲は次のとおりとする。

鹿児島市

(介護)

第16条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、全各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適

切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

7 施設は、入所者に対し、その負担により当該施設の職員以外の者による介護をうけさせてはならない。

（食事の提供）

第17条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努める。

（相談及び援助）

第18条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜提供等）

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

（機能訓練）

第20条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第21条 施設の医師（嘱託医）又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。

（栄養管理）

第22条 施設は、多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成を行う。

2 施設は、栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録を行う。

3 施設は、栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価、必要に応じた計画の見直しを行う。

（口腔衛生の管理）

第23条 施設は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施を行う。

- 2 施設は、上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成を行う。
- 3 施設は、必要に応じた定期的な計画の見直しを行う。

（身体の拘束等）

第24条 施設は、原則として入所者に対し身体の拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、入所者の家族等の同意を得た後、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録簿に記載する。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第25条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（褥瘡対策等）

第26条 施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置）

第27条 施設は、入所者の人権を擁護するために権利擁護等に関わる相談等に対応し、成年後見制度等の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行い、成年後見人となるべき者を薦めることができる団体等の紹介を行う。

2 施設では、要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅滞なく市町村に通報するものとする。

（1）「身体的虐待」

入所者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。

（2）「心理的虐待」

入所者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。

(3)「性的虐待」

入所者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。

(4)「介護、世話の放棄」

入所者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等入所者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ったと思われる時。

(5)「経済的虐待」

入所者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得たと思われる時。

3 上記、第2項各号に掲げる虐待行為を当該施設従業者が市町村等に通報した場合であっても、施設は通報したことを理由として、その従業者を解雇その他不利益となる取り扱いは一切行わないものとする。

4 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(入所者の入院期間中の取扱)

第28条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(入所者に関する市町村への通知)

第29条 施設は、入所者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておく。

2 施設は、当該施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は、従業者に対しその資質向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第31条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(衛生管理等)

第32条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的実施するとともに、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関)

第33条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておく。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておく。

(掲示)

第34条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運規規定の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料金その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

(面会)

第35条 入所者に面会を求める者は、その旨を施設長に届け出て、指定された場所において面会するものとする。

(衛生保持)

第36条 入所者は、施設内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

(施設内禁止行為)

第37条 入所者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定された場所以外での喫煙及び火気の使用

(2) サービス担当従業者又は他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

(3) その他決められた以外の物の持ち込み

（入所者の損害賠償）

第38条 入所者が、施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当額の代償を支払うものとする。

2 損害弁償の額は、当該入所者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第5章 緊急時における対応方法等

（緊急時における対応方法）

第39条 従業者は、地域密着型介護老人福祉施設を実施中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第40条 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入所者の家族、県、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。

（3）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための安全対策担当者を設置する。

（非常災害対策）

第41条 非常災害が発生した場合、従業者は入所者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、非常災害発生に備えて、消防計画、風水害、地震、津波等に対処する計画を個別作成し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 管理者は、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、責任者のもと、地域の協力機関等と連携を図り、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また訓練実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第6章 その他運営に関する重要事項

（秘密保持等）

第42条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密

を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

（個人情報保護）

- 第43条 当施設は、個人情報の厳格な管理/保護を実施していくことを社会的責務と考え、従業者及び関係スタッフに周知徹底を図り、個人情報保護に努める。
- 2 当施設は、サービスの内容と規模を考慮して、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用、提供及び開示に関する内部規則を定め、これを遵守する。
 - 3 当施設は、個人情報保護の重要性について、従業者に対する教育啓発活動を実施する他、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施する。
 - 4 当施設は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、その他個人情報に関する法令やその他の規範を遵守する。
 - 5 当施設は、上記の活動を実施するにあたり、個人情報保護に関する施設内の仕組みを適切に維持するための規程を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し、改善するよう努める。
 - 6 当施設の個人情報に関して、苦情及びその他の問い合わせ窓口として、生活相談員を定めることとする。

（広告）

- 第44条 施設は、当該施設について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 第45条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

- 第46条 施設は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 施設は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言

に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第47条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第48条

施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第49条

施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第50条 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第51条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第7章 雑 則

(改廃の手続き)

第52条 この規程を改廃する場合は、社会福祉法人翔風会理事長の専決事項とし、内容については理事会で報告を行うものとする。

附 則

この規程は平成24年4月20日より施行する。

この改正規程は平成25年4月1日より施行する。

この改正規程は平成26年1月1日より施行する。

この改正規定は平成29年1月1日より施行する。

この改正規定は令和2年2月1日より施行する。

この改正規定は令和2年4月1日より施行する。

この改正規定は令和3年8月1日より施行する。

この改正規定は令和3年10月1日より施行する。

この改正規定は令和6年4月1日より施行する。

この改正規定は令和6年8月1日より施行する。